□一般区域・ゾーン別基準

基準表Ｂ、基準表Ｃについては、当該ゾーンに係る景観形成基準のみを抽出していることから、各基準の最初の番号が「１」から始まらない場合があります。

各景観形成基準の番号はP11～P20参照とし、別冊の景観形成基準解説書の図解番号と一致しています。

行為の対象となるゾーンの該当する景観形成基準のみ、

主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｂ

一般区域：ゾーン別基準（国道167号沿道）】

| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- |
| 規模・配置 | Ｂ２壁面 | １．建築物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させるなど、圧迫感の軽減に配慮すること。 |  | □ |
| 形態意匠 | Ｂ３形態意匠 | １．歴史的まちなみや集落景観の整っている地域、まとまりのある農地に近接する場合は、形態意匠を工夫し、隣地や周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| 色彩 | Ｂ５外壁 | １．建築物等の外壁のうち、基調となる色彩については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とする。 |  | □ |
| Ｂ６屋根 | １．建築物等の屋根については、海岸や丘陵の自然景観となじむ低彩度色を基本とするとともに、自然景観から突出する高明度色は避けること。 |  | □ |
| Ｂ７外構 | １．行為地やその周辺に石積みや石垣が見られる場合は、できる限り既存の石積みの再使用や修景により、歴史的景観の継承に配慮すること。 |  | □ |
| Ｂ８敷地の緑化 | １．接道部や角地、駐車場等は、積極的な緑化に配慮すること。 |  | □ |
| ２．多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリー等の植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。 |  | □ |